

■第 1 回津軽石地区復興まちづくりの会について

第 1 回津軽石地区復興まちづくりの会の議題は以下の通りです。

詳細については、別添の当日配布資料をご参照ください。以下には、主な説明内容を記載します。

○アンケート結果の報告【資料 1】

平成 23 年 7 月 8 日から 7 月 26 日の期間で被災地及びその周辺の各世帯を対象に「復興に向けた計画づくりに関するアンケート調査」を行いました。そのうち津軽石地域分の分析結果についてご説明いたしました。詳細は配布資料をご覧ください。

○検討会の立ち上げについて【資料 2】

再びこのような深刻な被害を受けないよう、安心・安全に暮らすことができるまちを地区の皆さんで十分に議論していただくため、「検討会」を立ち上げて議論していただくことをご提案し、ご了承いただきました。

- ・津軽石地区では、自治会、消防団等から選出された 28 名のメンバーで構成される「検討会」を組織し、検討を進めます。
- ・検討会で話し合われたことは、毎回、「地区復興まちづくり便り」で皆さんに検討状況を報告し、意見募集を行います。「地区復興まちづくり便り」は、市の広報誌に挟み込む形で皆さんに配布します。
- ・ある程度、計画がまとまった段階で「計画案内覧会」を地区の集会施設等で開催し、その場で計画案のご説明やご質問にお答えする他、ご意見をいただくこととしております。

○復興まちづくりの考え方、復興パターン案について【資料 3】

今後の検討会での検討のたたき台として、これまで市で検討してきた「復興まちづくりの考え方」と「復興パターン案」をご説明いたしました。津軽石地区では 3 パターンをお示ししておりますので、配布資料をご覧ください。

■留意点

- ・検討のたたき台であり、この案のどれかに決めるというものではありません。
- ・移転先の土地所有者の承諾や土砂災害警戒危険区域等具体的な調査はしておりません。
- ・今後、国や県の方針決定や制度改正等により変わることがあります。

■復興パターン案の見方

- ・【非可住地】住宅を建てることができませんが、工場や商店等の事業系建物や倉庫等は建設できる区域です。
- ・【構造規制等条件付可住地】構造を強化した頑丈な建物を建てることにより居住することができる区域です。
- ・【面的嵩上げ】地盤を面的に嵩上げし、住宅を建てることのできるようにする区域です。
- ・【移転候補地】高台等への移転先のイメージを示しています。
- ・【避難場所】地域防災計画等に位置付けられている代表的な避難場所を示しています。
- ・【津波避難ビル等】津波発生時に避難することができる強固な建物の配置を示しています。
- ・【防潮堤】過去に発生した 2 番目に大きい津波、明治三陸津波クラスに対抗する防潮堤を整備する予定です。

○復興まちづくりの手段・方法について【資料 4】

復興パターンに沿ったまちづくりの事業手段・手法についてご説明いたしましたので、配布資料をご覧ください。

※現行制度に沿った内容を記載しておりますが、要件緩和等制度改正が検討されております。

- ・宮古市は沿岸部一帯で大きな被害を受けており、市のお金だけで復興を進めることは難しいことから、国の補助制度を活用しながら事業実施を図ります。
- ・個別嵩上げや構造規制区域での再建には、現状で補助制度がありませんので、被災者生活再建支援金や災害復興住宅融資制度の活用もご検討ください。

■皆さんからのご意見・ご提案

検討の進め方について	<ul style="list-style-type: none"> 各集落で話し合いをしてから意見を検討会に持ち寄ったりしてはどうか。 津軽石川の右岸と左岸で分かれて検討するなど、柔軟に対応したほうがよい。 各集落での話し合いを進めるため、仮設住宅等へ移転している方の情報を提供してほしい。
復興まちづくりについて	<ul style="list-style-type: none"> 避難公園や避難ビルの場所や設備、支所等の公共施設の整備場所、車の避難道路と歩いて逃げる道路についても検討してほしい。

■主なご質問と回答

検討の進め方について	Q:若い人や女性の意見を反映する必要がある。	A:検討結果等については広報誌と併せて「地区復興まちづくり便り」を発行します。皆さんに見ていただき、それに対する意見をファックスや手紙、メールなどでお寄せください。検討会で若い人の意見が必要であると判断されれば、若い人の意見を聞く会合を開催することも可能です。
	Q:検討会は集落単位で開催するのか。	A:検討会メンバーを集めて1箇所で開きます。集落単位では開催しません。
	Q:高台移転等の希望戸数のアンケート調査をいつ行うのか。	A:検討会でパターンが決まっていけないと考えます。検討会の中でアンケート調査時期も検討していただきます。
防潮堤や道路等の施設について	Q:新聞では11.6mの津波であったと記憶しているが、防潮堤が10.4mで大丈夫なのか。	A:10.4mは過去第2位の明治三陸津波クラスが来た場合を想定した高さです。今回の津波はそれより高いので、避難対策と併せて対応する必要があります。
	Q:2線堤兼用道路や地盤の嵩上げ高は、いくらを考えているのか。	A:津波シミュレーション結果をもとに、今後検討します。
	Q:避難公園や避難ビルには、トイレや水、食料、暖を取る設備などを設けるのか。	A:避難ビルの場所や備蓄等についても、今後検討したいと思っています。
	Q:支所や公民館、消防署等はどう考えているのか。	A:検討会でパターンを検討し、その中で支所等の場所についても検討していきます。
復興まちづくりについて	Q:津波発生時に防災無線が聞こえにくかった。	A:現状を調査し、検討していきます。
事業手法について	Q:高台移転や面的嵩上げは地域でまとめて実施と説明されたが、どのくらいの区域で必要なのか。	A:従前のコミュニティに配慮したうえで区域を設定することになると思います。
	Q:工業高校の周辺を嵩上げすることとなっているが、何年かかるのか。	A:明確に言えませんが、3年+αと考えています。
浸水区域内の土地、建物について	Q:非可住地内に現在住んでいる人は、強制的に移転することになるのか。	A:現時点では強制的に移転させることはできません。事業を行うのは皆さんの合意形成が必要不可欠となります。
現在の生活について	Q:事業が長期化した場合、仮設住宅や民間賃貸の入居期間はどのようになるのか。	A:阪神淡路の際も仮設住宅に2年以上居住している方がいました。今回も入居期間が延長できるよう要望しています。民間賃貸も同様に要望しています。
	Q:仮設住宅の空き家があると聞いているが、どうするつもりか。	A:現在も何軒かは入居が続いている状況です。その他、高齢者のグループホームや従前コミュニティ維持のための住み替えなどを検討しています。